

令和4年度版
美瑛町移住定住促進
民間賃貸住宅家賃助成金のご案内



この助成金は町内の民間賃貸住宅に入居する方に対し、家賃の一部を助成することで美瑛町への移住定住を促進しながら、町の活性化を図ることを目的としています。

美瑛町まちづくり推進課移住定住推進室

電話 0166-74-6171

lju-teiju@town.biei.hokkaido.jp

助成金と交付期間

- ①家賃の月額2分の1以内とし、10,000円を限度とします。ただし、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てます
- ②助成方法は美瑛町電子地域通貨（Beコイン）にて交付します
- ③18歳に達する日以降、最初の3月31日までのお子さんを養育する世帯には、「子育て加算」として美瑛町電子地域通貨10,000ポイントを加算します。ただし、助成対象日数が15日に満たない月は除きます
- ④交付期間は最大36カ月です
- ⑤「美瑛町結婚新生活支援事業」の住居費の対象となった期間は、「美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成交付期間」から除きます。

交付申請

対象住宅として登録を受けた民間賃貸住宅に入居した方は、年度毎に次の申請書に各書類を添えて申請願います。

なお申請する際、初年度については転入日が属する翌月末まで、また助成を受けている方で年度が替わった際の再申請時には、5月末までに申請願います。この期間を経過した後に申請があった場合は、経過した期間を交付期間から除くものとしします。

- A：美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成金交付申請書（別記様式第3号）
- B：賃貸契約書の写し
- C：世帯全員の町税等に滞納が無いことを証明する書類
- D：町税等の納入状況及び住民登録状況等確認同意書（別記様式第4号）

助成金の請求

交付申請後、助成の決定を受けた方は、上半期（4月1日～9月30日）および下半期（10月1日～3月31日）の末日までに、次の書類により、役場まちづくり推進課移住定住推進室へ請求してください。

- A：美瑛町移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成金請求書（別記様式第6号）
- B：家賃の支払いを証する書類

助成対象者

対象住宅の契約者で次のいずれにも該当する方

- ①契約者が令和3年4月1日以降に自分の意思により美瑛町に転入し、生活の本拠地としている方。ただし、町内企業等への転勤者は除く
- ②民間賃貸住宅を自分の居住用以外の目的に使用し、もしくは転貸または譲渡しないこと
- ③世帯全員が過去に助成金の交付を受けていない方
- ④世帯全員が当該民間賃貸住宅への住居手当を受給していないこと
- ⑤世帯全員が町税等を滞納していないこと
- ⑥生活保護法による保護を受けていない世帯であること
- ⑦世帯員に国家（地方）公務員及び一部事務組合等の職員がいない方
- ⑧世帯全員が美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しない方

対象住宅

対象住宅とは民間賃貸住宅のうち、対象住宅として登録を受けた物件で、以下の物件は除きます。

- ①家賃が30,000円未満の民間賃貸住宅
※家賃とは、賃貸料の月額から管理費や共益費、及び駐車場使用料などを除いた額をいいます
- ②町営住宅・公営住宅などの公的賃貸住宅
- ③社宅・社員寮等の給与住宅
- ④助成を受ける方の3親等以内の親族が所有する住宅
- ⑤助成を受ける方が所属する法人が所有する住宅
- ⑥助成を受ける方が所属する法人の構成員及び職員が所有する住宅

Q & A

Q1. 美瑛町内のどの賃貸住宅に入居しても、助成を受けられますか？

A1. 対象住宅として申請を受け、登録となった賃貸住宅が対象となります。
対象住宅は随時追加されますので、次のサイトをご覧ください。



Q2. 子どもが二人いるけど、子育て加算はいくら加算されますか？

A2. お子さんが複数人の場合でも、一世帯に対し10,000ポイントとなります。

Q3. 決定を受けた助成金の取り消しもありえますか？

A3. 虚偽の申請や不正行為が判明した際は、取り消しや変更、もしくはすでに交付した助成金の返還を求めることがあります。

Q4. 美瑛町電子地域通貨ではなく、現金での助成はできますか？

A4. 助成は現金ではなく、電子地域通貨のみとなります。